

平成 29 年度
東京文化プログラム助成
市民創造文化活動支援
第 2 期公募ガイドライン

公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京

2016 年秋より、東京文化プログラム*がスタートしました。東京都は、2020 年に向け様々な文化プログラムを展開し、文化の面でのレガシーを 2020 年以降に継承し、文化の魅力であふれる都市東京の実現をめざします。そのため、より多くの都民の皆様が文化プログラムに参加できる機会づくりを推進します。本助成では、2020 年に向け、都民の皆様が日常かつ主体的に実施している芸術文化活動を支援し、広く発信していきます。

*「東京文化プログラム」

東京都、公益財団法人東京都歴史文化財団及び公益財団法人東京都交響楽団が、2020 年に向けて実施・支援する様々な文化事業をさします。

*本助成プログラムは、東京文化プログラム助成金交付要綱に基づいて実施されます。ガイドラインに定めのない事項については、巻末の東京文化プログラム助成金交付要綱をご覧ください。

平成 29 年度 東京文化プログラム助成 市民創造文化活動支援 第 2 期公募ガイドライン

助成対象:平成 29 年 10 月 1 日以降に開始し、平成 30 年 9 月 30 日までに終了する活動

申請書類の提出締切:平成 29 年 8 月 4 日(金)消印有効

交付決定時期:平成 29 年 9 月下旬(予定)

*平成 30 年度第 1 期公募は、平成 30 年 3 月頃に実施する予定です。

(助成対象期間:平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日まで)

なお、平成 30 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの間に実施予定の活動については、本助成にご申請ください。

1. 助成対象となる活動

都が主導する文化プログラムの考え方を踏まえ、一般市民の皆様の創造的な文化活動を支援します。単に日常的・地域的な活動にとどまらず、この機会を活用し、それぞれの活動の飛躍や新しいチャレンジ、より多くの人々へのアピール、新しい市民文化の醸成等を目指す事業について、経費の一部を助成します。

都が主導する文化プログラムの考え方

オリンピックの精神に基づき、史上最高の文化プログラムを展開するとともに、文化の面のレガシーを 2020 年以降に継承し、世界一の文化都市東京の実現につなげていく

- 伝統と現代の共存をはじめとした独自性・多様性を持つ東京の文化を世界に発信するとともに、国際的な芸術文化交流を積極的に展開
- 障害者、高齢者、子供、外国人等、国内外のあらゆる人々が参加・交流できる機会の創出
- 新たな発想を取り入れた芸術文化活動の推進や次世代を担う人材の育成
- 都市全体で文化的な祝祭感を創出
- 国、他の自治体、芸術文化団体等との連携・協力によるオール・ジャパンでの気運醸成

(1) 対象となる分野

一般市民が参加する創造活動: 音楽・演劇・舞踊・美術・写真・映像・文学・コミック・アニメーション・メディア芸術・伝統芸能・芸能・生活文化・ファッション・建築・特定のジャンルにとらわれない芸術活動(複合)

* 様々な芸術活動の複合的なもの(フェスティバル等)も対象となります。

(2) 対象となる活動内容

- 定期的な企画ではなく、文化プログラムを意識した新しい要素が含まれている活動
- 一般市民が主体的に、アマチュアの表現者として関わるもの
- 自分たちだけの活動に留まらず、他の人々に対する波及力がある活動
- 単一の市区町村を超えて、より広域からの参加が見込める大規模な活動

上記要件を満たす以下のような活動(例)

- | | | |
|-------------|-----------|------------------|
| ・手芸展 | ・市民オペラ | ・市民主導のアートフェスティバル |
| ・子ども絵画展 | ・合唱コンクール | ・市民演芸祭 |
| ・公募展(市民絵画展) | ・市民オーケストラ | ・学生演劇祭 |
| ・クラフト展 | ・市民能 | ・村歌舞伎フェスティバル |
| ・市民写真展 | ・子ども歌舞伎 | ・ストリートダンスフェスティバル |
| ・市民陶芸展 | ・フラダンス大会 | ・学校対抗文化イベント |
| ・市民メディア上映会 | ・フラメンコ大会 | ・コスプレフェスティバル |

など

(3) 実施場所

東京都内

(4) 対象期間

平成 29 年 10 月 1 日以降に開始し、平成 30 年 9 月 30 日までに終了する活動

(本助成は平成 30 年 9 月 30 日までに終了する活動を対象としていますが、提案される企画自体は、本助成期間の終了後に継続されるものであっても構いません。)

■助成対象とならない活動

- ・宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- ・教室(カルチャースクールを含む)、学生サークル、同好会、単独の流派等が行う稽古事や習い事等の講習会、発表会、温習会等 (ただし、これらの団体が単独ではなく団体横断的に合同で企画するものは可)
- ・慈善事業への寄付を主な目的とするもの
- ・連盟等の統括団体(会員組織の親睦や職能に関する共通利益の確保、諸権利擁護などを行っている団体)による活動で、成果の還元先が特定の団体に限られるもの
- ・すでに企画制作されたパッケージを購入する、いわゆる「買い公演・展示」や営利を目的とする「招聘公演」
- ・展示物、制作物等の販売活動を主な目的とするもの
- ・定期公演など、以前より実施されている事業(ただし、新規に付加される要素があれば可)
- ・プロフェッショナルなアーティストが中心となって出演・出展するもの
(ただし、事業の一部にプロアーティストが関わるものは可)
- ・単一市区町村における団体・個人のみが参加するもの
- ・国、地方公共団体又は外国政府が主催・共催するもの
(ただし、これらの団体が実行委員会の構成団体としているものは可)
- ・国、地方公共団体又は外国政府が基本金その他これに準じるものを出資している団体が主催・共催するもの
(ただし、これらの団体が実行委員会の構成団体としているものは可)

注意!

当助成プログラムは東京都からの補助を受けています。次のような事業は助成対象となりません。予めご確認ください。

- * (公財) 東京都歴史文化財団が管理運営する各施設(例: 東京文化会館、東京芸術劇場、東京都現代美術館、江戸東京博物館等)における共催事業や提携事業。該当施設を会場に事業を行う場合は、申請前にお問い合わせください。
- * (公財) 東京都歴史文化財団および東京都の主催・共催事業、その他同財団および都の補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されている活動または支給を予定されている活動。

2. 助成の基本方針

(1) 審査基準

審査にあたっては、実現性に加えて、主体性、参加性・広域性、新規性・チャレンジ性などの要素を重視します。

●市民の主体性

(例えば)

- ・市民が主たる表現者として参加・発表している
- ・市民が主体的に事業を企画・実施している

●参加性・広域性

(例えば)

- ・アマチュアとしての日常的な文化活動に繋がる事業である
- ・市区町村内等にとどまらず、広域的な人々の参加や広がりを有している
- ・広報計画を策定するなど、都内に幅広く広報や周知を行えるよう工夫している

●新規性・チャレンジ性

(例えば)

- ・2020年に向けた文化プログラムを意識した要素を加味し、日常の活動に新しい広がりを与えている
- ・今までの活動等をベースに、より発信力・話題性のある企画としている

●実現性

(下記3点を兼ね備えていること)

- ・制作体制や実施体制が整っている
- ・予算計画が妥当であり、収入面での努力(事業収入の確保・他からの資金調達等)が見られる
- ・活動規模やスケジュールが妥当であり、進行管理ができています

3. 申請者の資格

(1) 申請者の資格

個人を除く、以下の要件を満たす団体

(例えば、市民文化団体、民間の劇場・アートスペース、民間企業、NPO、中間支援組織、実行委員会等)

(2) 団体の要件

次の各号に掲げる要件を全て満たしていること

- ① 定款又はこれに類する規約、会則等を有すること
- ② 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- ③ 自ら経理、監査する等の会計の責任を持つこと
- ④ 政治活動、宗教活動を目的としていないこと
- ⑤ 申請する活動を主催し、同活動に要する経費を負担すること
- ⑥ 実行委員会形式で応募する場合は、応募時点で実行委員会が発足しており、上記①から⑤までの要件を全て満たしていること

* 国、地方公共団体又は外国政府は申請者にはなれません。ただし、実行委員会の構成団体にはなれます。

* 国、地方公共団体又は外国政府が基本金その他これに準じるものを出資している団体は申請者にはなれません。ただし、実行委員会の構成団体にはなれます。

* 実行委員会形式で申請する場合、委員会の構成団体は、単独で申請することはできません。

* なお、次に掲げる法人その他の団体は、当助成金の対象となりません。

- ① 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- ② 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者がいるもの。

4. 申請できる件数等

- (1) 同一申請者から複数の申請が可能です。ただし、採択される場合は、同一申請者から原則1件となります。
- (2) 申請団体が他の活動で公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京（以下「アーツカウンシル東京」という）が実施する他の助成の採択を受けている場合でも、申請が可能です。

5. 助成対象経費と助成金交付額

- (1) 助成対象経費・・・「別表1」のとおり
- (2) 助成金交付額（申請できる助成金額の上限）・・・
助成対象経費の2分の1以内で、かつ2,000万円を上限額とします。

- * 東京都以外の国内及び海外で実施される公演・展示等の経費は助成対象となりません。ツアーや巡回展の場合、全体にかかる経費については実施回数や規模で按分するなどし、都内での活動に該当する経費のみ計上してください。
- * 国、地方公共団体又は外国政府が実行委員会の構成団体の場合、運営費として拠出している分担金は、助成対象経費から除外してください。
- * 国、地方公共団体又は外国政府が基本金その他これに準じるものを出資している団体が実行委員会の構成団体の場合、運営費として拠出している分担金は、助成対象経費から除外してください。
- * 助成金交付額は当助成プログラムの予算の範囲内で算定するため、申請額満額を交付できない場合があります。
- * 助成対象事業に収支差額があった場合は、助成交付額が変わる場合があります。その際は、ご相談ください。

- (3) 活動実施前の助成金の一部概算払いが可能です（別途、請求手続が必要です）。

6. 当財団及び東京都以外の団体からの助成等について

当財団及び東京都以外の他の公的機関や民間の助成団体からの助成金・補助金の交付、企業協賛金等の有無は採否に影響はありません。助成金交付申請書や収支予算書の所定欄に、その旨を必ず記入してください。

（ただし、特定の費目が助成され、当助成プログラムの助成対象費目と重複する場合は、相当額を助成対象経費から控除します。）

7. 提出書類（「別表2」参照）

I. 申請書

1. 申請書一式
 - (1) 助成金交付申請書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 申請団体調書
2. 上記1. (1)～(3)のデータ（Microsoft Word及びExcel形式で、CD等の媒体に保存して提出のこと）
3. 暴力団等に該当しないことなどの「誓約書」

II. 添付資料

1. 申請団体(申請者)に関する資料

(1) 定款又はこれに類する規約、会則

* 3. 申請者の資格(2)のうち、②～④の内容が明記されていること

(2) 法人格を有する団体の場合は前年度(決算終了した直近の年度)の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)。任意団体の場合は前年度の収支決算書

2. 申請活動に関する資料

(1) 企画書(A4サイズ、その他フォーマット自由。既存のものでも可): 企画書には、実施プログラム内容、運営体制、広報計画を含むこと

(2) 補足資料(活動内容に関連する資料がある場合)

* 申請書様式はアーツカウンシル東京ウェブサイトからダウンロードしてください。

<http://www.artscouncil-tokyo.jp/>

*** 上記に掲げる必要書類(I. 申請書及びII. 添付資料)は、提出締切日までに必ず全て揃えて提出してください。**

* 審査の段階で補足資料等の提出を求めることがありますが、その際にご協力ください。

* 提出された書類及び資料は返却いたしませんので、必ず控えを取ってください。

注意!

- ・申請書を提出後、活動内容及び予算額に大きな変更が生じることのないよう、内容については十分検討の上、具体的に記入してください。
- ・助成金交付額は申請書に記載された活動計画に対する助成の上限額であり、計画内容が変更になった場合は助成金額を減額することがあります。
- ・助成金交付決定後に申請者や活動内容、収支計画に不実の記載、また重大な変更が生じていると認められた場合は、助成金の減額や交付決定を取り消すことがあります。
- ・助成金の交付後でも、経費の虚偽申告や実績報告内容等に事実と相違していることが判明した場合や、本助成金交付要綱や法令に違反した場合は、交付決定を取消し、助成金の返還をさせていただくことがあります。

8. 申請書類の提出締切

平成 29 年 8 月 4 日(金)消印有効

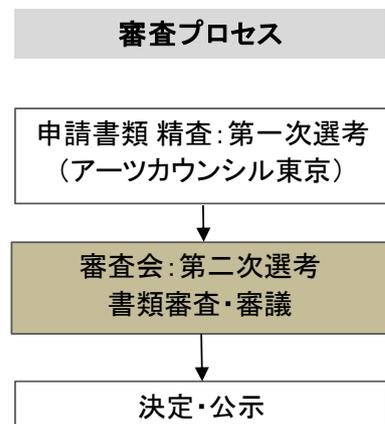
* 郵送受付のみ。書留や宅配便等、発送が記録できる方法で送付のこと。

9. 審査のプロセス

対象事業の選定にあたっては、外部有識者等による審査会を設け、審査会での審議を経て、決定します。

第一次選考として、提出された申請書及び添付資料を、アーツカウンシル東京が精査し、書類審査を実施。

第二次選考は、第一次選考を経た案件について、審査会委員による書類審査を経て、決定します。



10. 交付決定について(採否決定の通知)

平成29年9月下旬に最終選考結果を、採否に関わらず文書にて通知を行う予定です。また助成対象となった活動はアーツカウンシル東京ウェブサイトで公示します。

- * 申請件数や審査の進捗状況によっては通知時期が遅れることもありますので、予めご了承ください。
- * 採否の理由はお知らせしません。

11. 助成名義等の表示

助成対象活動となった場合、チラシ、ポスター、プログラム等印刷物やウェブサイトで、東京文化プログラム名義及び公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京による東京文化プログラム助成を受けている旨の表示等が必要となります。

12. 活動に関する情報の公開

助成対象活動となった場合、申請者の名称、問合せ先、活動概要及び交付決定額等の情報はアーツカウンシル東京ウェブサイト等の広報資料で公表されます。

13. 活動終了後の報告書提出

助成対象活動となった場合、活動の終了後2か月以内に、所定の様式による実績報告書の提出及び会計報告をしていただきます。会計報告は、公認会計士又は税理士による会計報告書(原本)となります。なお、本報告に必要となる公認会計士または税理士に対する費用は対象経費となります。

14. 個人情報の取扱い

申請書に記載された個人情報は、公益財団法人東京都歴史文化財団の個人情報の保護に関する規定に則り、適正に管理いたします。ただし、審査や事後評価等のため外部有識者や東京都に提供することがあります。

15. 助成対象活動の経理及び関係書類の保管

助成対象者は助成金交付に関する一連の通知、関係書類、会計報告に関わる書類-関係する帳簿及び支払関係書類(領収書、請求書、金融機関利用明細書等)を、助成金の交付を受けた年度の終了後、7年間保管しなければなりません。アーツカウンシル東京に提出した会計報告書の写し及び全ての会計報告に関わる書類の原本を保管するようにしてください。

16. 安全への配慮

助成事業を実施するにあたっては、利用者、観覧者等の安全等に配慮して下さい。事故等が発生した場合は、速やかに状況を報告してください。

17. 申請書類提出先・お問合せ

アーツカウンシル東京(公益財団法人東京都歴史文化財団)
企画室企画助成課 オリンピック・パラリンピック文化戦略担当
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-28 九段ファーストプレイス 8F
Tel: 03-6256-8433 Fax: 03-6256-8828 E-mail: bp-josei@artscouncil-tokyo.jp
<http://www.artscouncil-tokyo.jp>

■助成対象経費／助成対象外経費(収支予算書に記載する経費) (別表 1)

費目	内容
作品借料	作品借料(保険料を含む)
美術・映像 作品制作費	美術作品制作費(アーティストフィー、制作材料費含む)、映像作品制作費(フィルム関係費、機材使用料、ロケーション費等含む)
出演費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、俳優・舞踊家・後見等出演料等
音楽費	作曲料、作調料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作費、副指揮料、調律料、稽古ピアノスト料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等
文芸費	演出料、構成料、監修料、振付料、舞台監督料、照明プラン料、音響プラン料、舞台美術・衣装デザイン料、映像製作費、演出等助手料、脚本料、翻訳料、字幕翻訳・製作費、オーディオガイド制作費、方言指導料、殺陣指導料、合唱指導料、著作権使用料、キュレーターフィー、企画制作費(注)等 (注)企画制作費は、事務職員の給与や事務所維持費のような管理経費ではなく、助成対象活動における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費が対象となります。
会場費	会場使用料(付帯設備費を含む)、稽古場借料等
舞台費	大道具費、小道具費、舞台スタッフ費、照明機材費・人件費、音響機材費・人件費、映像機材費・人件費、字幕機材費・オペレーター費、衣装製作費、装束料、床山・かつら費、メイク費、履物費、器材借料等
設営費	会場設営・撤去費、設営スタッフ謝金、展覧会グラフィックス作成費等
運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品梱包・運搬費等
謝金	講師謝金、翻訳謝金、通訳謝金、原稿執筆謝金、会場整理員謝金、ガイドスタッフ謝金、監視員謝金、託児謝金、公認会計士謝金(監査証明書)等
旅費	渡航費(燃油特別付加運賃等含む)、交通費、宿泊費、日当(宿泊を伴う場合のみ)等
通信費	案内状送付料等
宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、特設サイト開設費等
印刷費	プログラム・パンフレット印刷費、台本印刷費、活動関係資料印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費等
記録費	録画費、録音費、写真費、アーカイブ製作費、図録制作費等

助成対象外経費 (収支予算書に 記載する経費)	<ul style="list-style-type: none"> ○有料頒布する公演パンフレット等の作成経費(原稿執筆謝金、印刷費等) ○グッズなど物販品の制作経費 ○コンクール等の賞金 ○航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン料金等) ○自ら設置し又は管理する会場施設・稽古場で行う場合の会場使用料、稽古場使用料 ○海外傷害保険、催事(イベント)保険等の各種保険
-------------------------------	--

■収支予算書に記載できない経費

- 団体の財産となるものの購入費(美術作品の購入費、楽器購入費、事務機器・事務用品の購入・借用費、CD・書籍等資料購入費等)
- 事務所の維持費・管理運営費(事務所賃料、職員給与等人件費、ホームページ運用費等)
- 行政機関・金融機関に支払う手数料(ビザ(査証)取得経費、印紙代、振込手数料、海外送金手数料等)
- 飲食に係る経費(取材・打合せ時の飲食代、接待費、交際費、レセプション費、打ち上げ費、ケータリング・弁当類)
- その他(個人への支給品代、記念品代、ガソリン代、電子マネーカードへのチャージ料等)
- 予備費・雑費等、使途が曖昧な経費

*この表に該当しない経費については、別途お問合せください。

■提出書類について（別表2）

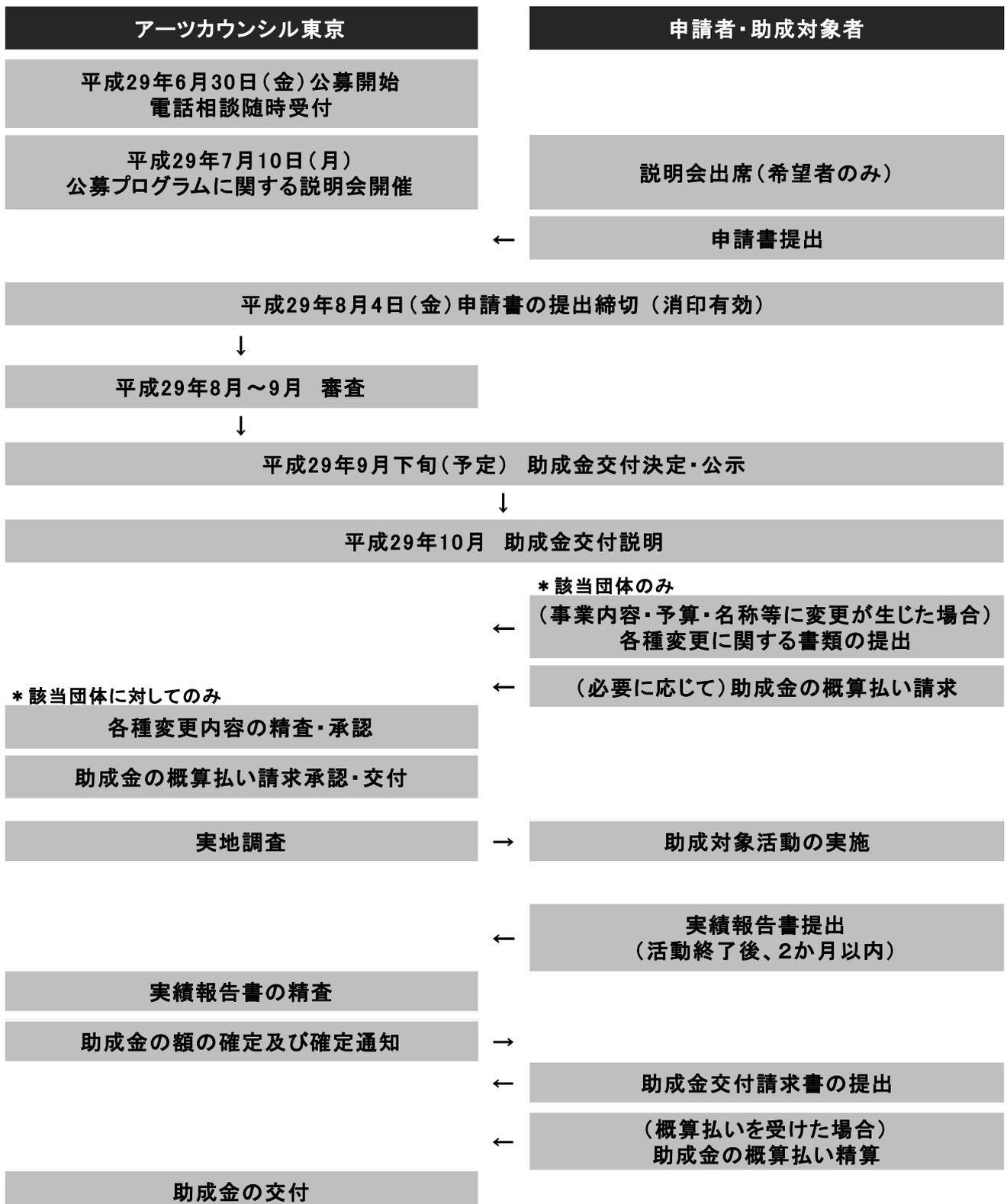
- 提出書類の規格はA4判・片面印刷とし、ホチキス止めはしないでください(チラシ等、既存の印刷物は除く)。
- 「備考」欄に「○」の付いた書類・資料は必ずご提出いただき、「▲」の付いた資料は該当する場合にご提出ください。
- 「部数」欄に記載されている部数(1部または2部)をご提出ください。
- 申請書1. (1)～(3)については書類の他に、必ずデータ(Microsoft Word及びExcel形式)もご提出ください。

別表2

内容		備考	部数
I・申請書	1. 平成29年度 東京文化プログラム助成 申請書一式		
	(1)助成金交付申請書	○ 代表者印を押印した原本1部+コピー1部	2部
	(2)収支予算書	○	
	(3)申請団体調書	○	
	2. 上記1. (1)～(3)のデータ(Microsoft Word 及び Excel形式/PDFファイルは不可)	○ CD等の媒体を提出すること	1部
3. 暴力団等に該当しないことなどの「誓約書」	○ 代表者印を押印すること		
II・添付資料	1. 申請団体(申請者)に関する資料		
	(1)定款又はこれに類する規約、会則	○	1部
	(2)法人格を有する団体の場合:財務諸表(貸借対照表、損益計算書等) 任意団体の場合:収支決算書	○ 前年度(決算終了した直近の年度)のものを提出すること	
	2. 申請活動に関する資料		
(1)企画書(A4サイズ)	○	フォーマット自由。既存のもので可。企画書には、実施プログラム内容、運営体制、広報計画を含むこと	1部
(2)補足資料	▲	他活動内容に関連する資料がある場合に提出すること	1部

■平成29年度 東京文化プログラム助成：市民創造文化活動支援（第2期）

申請から助成までの流れ



東京文化プログラム助成金交付要綱

28歴文ア企第903号
平成29年1月30日

(趣旨)

第1 この要綱は、公益財団法人東京都歴史文化財団(以下「財団」という。)が、2020年に向け様々な文化プログラムを展開し、より多くの人々が文化プログラムに参加できることを目的とした助成事業を実施するとともに、助成金の交付に関する必要な事項を定め、助成事業の適正な運営を図ることとする。

(助成事業)

第2 この要綱により助成金を交付する事業(以下「助成事業」という。)は、助成の対象となる団体が自ら実施する活動等であって、次の(1)から(5)までに掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 東京都が主導する文化プログラムの考え方に沿った事業であること。
- (2) 東京都内(以下「都内」という。)で実施する事業であること。
- (3) 東京の文化プログラムを多くの人々に知ってもらう活動であること。
- (4) 事業の計画及び方法が、目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果が期待し得るものであること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としないものであること。

2 対象事業の分野等詳細については公募ガイドラインにて定めるものとする。

(助成事業者)

第3 助成事業を行う者(以下「助成事業者」という。)は、日本国内に所在する芸術団体、民間劇場・アートスペース、民間企業、中間支援組織、実行委員会等の団体とする。

2 助成事業者については、次の(1)から(6)までに掲げる要件を全て満たしていなければならない。ただし、国、地方公共団体又は外国政府が基本金その他これに準じるものを出資している法人の扱いについては、別途公募ガイドラインにて定めるものとする。

- (1) 定款又はこれに類する規約、会則等を有すること。
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- (3) 自ら経理、監査する等の会計組織を有すること。
- (4) 政治活動、宗教活動を目的としていないこと。
- (5) 申請する活動を主催し、同活動に要する経費を負担すること。
- (6) 実行委員会形式で応募する場合は、応募時点で実行委員会が発足しており、上記(1)から(5)までの要件を全て満たしていること。

3 次に掲げる法人その他の団体は、この要綱に基づく助成金の対象としない。

- (1) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの。

(助成事業の公募)

第4 助成事業は公募することとする。

なお、詳細については公募ガイドラインにて定めるものとする。

(助成事業期間)

第5 助成の対象とする事業期間は、公募ガイドラインにて定めるものとする。

(助成金額)

第6 本助成事業における助成金額は、公募ガイドラインにて定めるものとする。

(助成の対象とする事業経費)

第7 助成の対象とする事業経費は、公募ガイドラインにて定めるものとする。

2 前項に規定する事業費について、他の団体からの補助金、協賛金等が用途指定され、重複する場合には相当額を控除する。

(助成の決定)

第8 公益財団法人東京都歴史文化財団理事長（以下「理事長」という。）は、適正な審査を行い、助成事業を決定する。

(助成金の交付申請)

第9 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東京文化プログラム助成金交付申請書（別記第1号様式）に（1）から（7）までに掲げる書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業の収支予算書
- (2) 申請団体調書
- (3) 定款又はこれに類する規約、会則等
- (4) 財務諸表又は収支決算書
- (5) 暴力団等に該当しないことなどの「誓約書」
- (6) 申請活動に関する資料
- (7) その他理事長が必要と認めるもの

(助成金の交付決定)

第10 理事長は、第9条に規定する助成金交付申請書を受理したときは、審査会の審査を経て、交付の決定を行うものとする。

(助成金の交付決定の条件)

第11 第10条の規定に基づき助成金の交付決定を受けた申請者には、次の（1）及び（2）の条件を付す。

- (1) 助成対象事業の実施に関する一切の責任を申請者が負うこと。
- (2) 助成金を助成事業以外の目的に使用しないこと。

(助成金の決定通知)

第12 理事長は助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、その決定内容を申請者に対し、通知するものとする。

(申請の撤回)

第13 申請者が助成金の交付決定通知を受けた場合において、その内容を受諾しないときは、決定通知を受けた日の翌日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

(交付方法)

第14 助成金は、原則、確定払とする。ただし、助成事業者が、事業完了前に助成金の概算払を受けなければ事業の実施が困難であると認められる場合は、助成事業につき1回に限り、交付決定金額の2分の1を上限として、助成金の概算払ができるものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による概算払を希望するときは、第12条の規定による通知受領後から助成対象事業を実施する30日前までに助成金概算払請求書(別記第3号様式)を理事長に提出しなければならない。ただし、助成対象事業の実施開始日が第12条の規定による通知受領後から30日以内である場合は理事長が指定する日までとする。

(公表義務)

第15 助成事業者は、助成事業を実施するに当たっては、当該事業が公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京による助成事業及び東京都の東京文化プログラムである旨を公表し、また、適当な方法により表示しなければならない。

(名称等の変更)

第16 助成事業者が、名称、住所、代表者又は印鑑を変更した場合は、遅滞なくそれを証する書類を添付して、事業者の名称等変更届(別記第4号様式)を理事長に届け出なければならない。

(事業内容の変更等)

第17 助成事業者は、(1)から(3)までに該当するときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

(1) 助成事業の内容を変更しようとするとき

(2) 助成事業に要する経費の総額又は経費の配分の変更をしようとするとき

(3) 助成事業を中止、又は廃止しようとするとき

2 あらかじめ理事長の承認を得ることなく事業内容を変更し、実施した場合には、理事長は助成金の交付決定を取り消すことがある。

(事業内容の変更等の手続)

第18 助成事業者は、第17条の規定による承認を受けようとするときは、助成事業の内容等の変更に関する承認申請書(別記第5号様式)、又は、助成事業の中止・廃止承認申請書(別記第6号様式)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定に基づく申請があったときは、申請の内容を審査の上、承認する場合は、助成事業の変更等承認通知書(別記第7号様式)により、承認しない場合は、助成事業の変更等不承認通知書(別記第8号様式)により、助成事業者に通知するものとする。

(経費区分及び帳簿等の整理保管)

第19 助成事業者は、助成事業に関する経理について、他の経費と区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、助成事業完了の日の属する年度の終了後7年間保管しなければならない。

(助成事業の状況報告書)

第20 助成事業者は、理事長から助成事業の状況について報告を求められたときは、速やかに助成事業の状況報告書(別記第9号様式)を提出しなければならない。

(調査等)

第21 理事長は、助成事業の適正な遂行を確保するため必要があるときは、助成事業者に対し報告させる、又は財団職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助成事業の遂行の命令等)

第22 理事長は、助成事業者が提出する報告及び第21条に規定する調査等により、その者の助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、これを遵守しなければならない。

3 理事長は、助成事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、助成事業の一時停止を命ずることができる。

4 理事長は、前項の規定により助成事業等の一時停止を命ずる場合においては、助成事業者が助成金の交付の決定の内容又はこれに適合するための措置を指定する期日までにとらないときは、第27条第1項第5号の規定により、助成金の交付の全部又は一部を取り消す旨を明らかにしなければならない。

(助成事業の実績報告)

第23 助成事業者は、助成事業が完了したときは、助成事業の完了の日から2か月以内に、助成事業完了実績報告書(別記第10号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付額の確定)

第24 理事長は、第23条の規定による実績報告があった場合においては、その内容等を審査し、助成事業が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書(別記第11号様式)により助成事業者に通知する。

(是正のための措置)

第25 理事長は、第24条の規定による審査の結果、助成事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認めるときは、助成事業者に対し、助成事業につき、これを適合させるための措置をとることを命ずるものとする。

(助成金の交付請求及び精算)

第26 助成事業者は、第24条に規定する助成金交付額確定通知書を受けた後、助成金交付請求書(別記第12号様式)により、助成金の交付を請求するものとする。

2 第14条第2項により助成金の概算払を受けた助成事業者は、第24条に規定する助成金交付額確定通知書を受けた後、助成金概算払精算書(別記第13号様式)により、概算払に交付を受けた助成金の精算をするものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第27 理事長は、助成事業者が次の(1)から(6)までのうちいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき

(2) 助成金を他の用途に使用したとき

(3) 助成事業を中止又は廃止した場合

(4) 助成事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合

- (5) その他この助成金の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に違反したとき
- (6) 助成事業者の代表者、役員又は使用人（その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき
- 2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定による取消しをした場合は、助成金交付取消通知書（別記第14号様式）により速やかに助成事業者へ通知するものとする。

（助成金の返還）

- 第28 理事長は、第27条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。
- 2 理事長は、助成事業者へ交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

- 第29 助成事業者は、第28条第1項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を財団に納付しなければならない。
- 2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を財団に納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

- 第30 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における第29条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとして、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 第29条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

- 第31 第29条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（協議）

- 第32 本要綱に定めのない事項については、財団と助成事業者との協議により、その都度決定する。

附 則

この要綱は、平成29年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。